

学生に対する学校感染症等の予防対策実施要領

(学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第 18 条で定めている、学校において予防すべき感染症)

目的：学生の学校感染症等の感染と発病を予防し、健康管理を円滑に行うためにこの要領を定めます。

1. 免疫獲得状況と感染の有無の把握について

免疫獲得状況、感染の有無を把握するために、学生に対して次の検査を行ないます。

対象は全学部生と助産学専攻科の学生

1) 検査項目と対象

- ① 小児感染症（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）の抗体価検査：1・2年次生・助産学専攻科
- ② B型肝炎抗原・抗体検査：1年次生・助産学専攻科・編入生
- ③ 胸部X線検査：全学生（毎年1回実施）

2) 費用

各検査の費用は、検査項目により学生、大学、大学後援会のいずれかの負担とします。

3) 検査結果

検査結果は、学生各自と健康管理センターが保管します。

健康管理センターは、感染症発生時の対応として実習施設、保健所の求めに応じて、必要があれば提出する場合があります。検査結果に基づき抗体が基準を満たさない場合は予防接種を勧めます。

2. 予防接種について

1) 学生に推奨するワクチンの種類

麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎・インフルエンザ

2) 予防接種の目的

- ① 自分自身を感染から守る
- ② 周囲への2次感染を防ぐ

3) 予防接種の位置付け

任意での接種とします。

予防接種の必要性・効果・副反応等について、学生自身および保護者が十分理解した上で判断し各自の責任のもとに個別に行なうものとします。

4) 費用

学生負担

5) 予防接種の記録

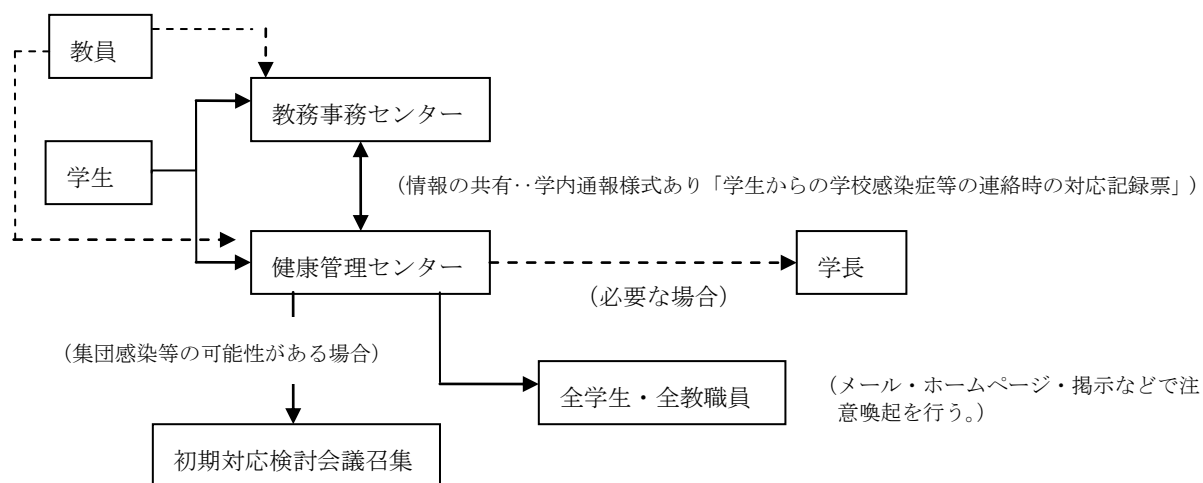
学生は予防接種を受けた場合その事実を証明するものを保管し、大学は必要に応じて学生に提出を求めます。

3. 学校感染症等発症時の対応について

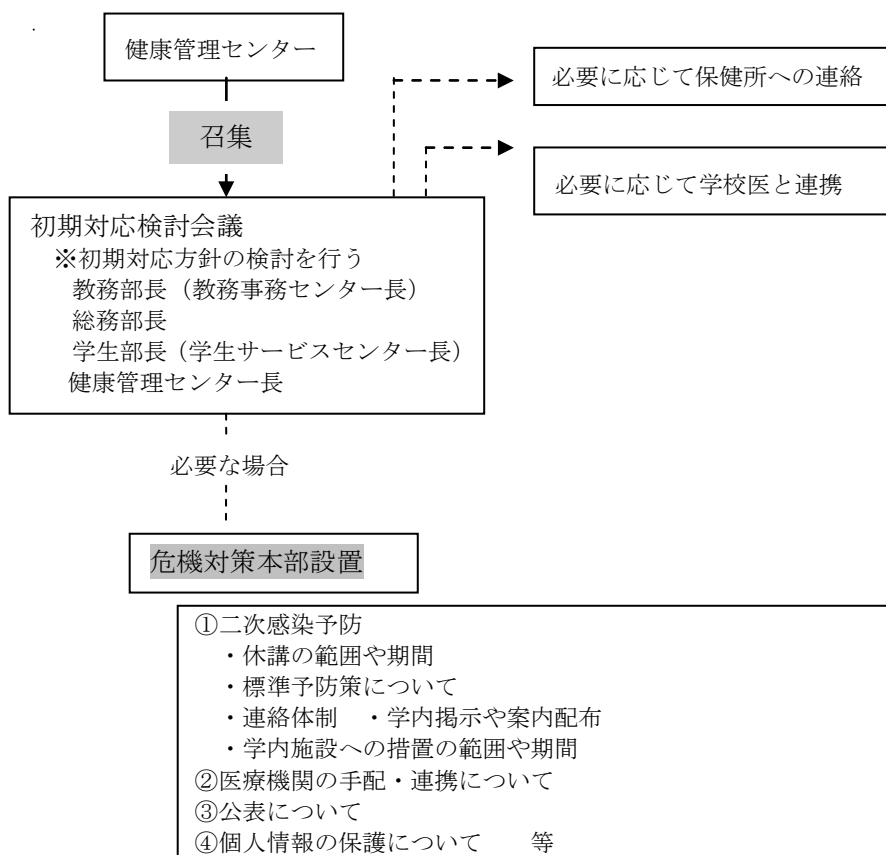
1) 大学は学校感染症等の発生に対して、学校保健安全法に基づいて対応します。

2) 学校感染症に感染した疑いがある学生は、通学を見合わせ速やかに医師の診察を受けてください。

3) 学校感染症と診断された学生は、教務事務センターまたは健康管理センターに電話で連絡し、学内の連絡・報告は次のように行ないます（臨地実習中は除く）。



- 4) 学校感染症に罹患した場合は本人の健康回復と周囲への感染防止のために、定められている期間、出席停止とします。(学校保健安全法第19条) 出席停止期間中は授業以外のサークル等の課外活動も停止とします。
- ※出席停止期間の基準(表1参照)
- 第1種: 治癒するまで。
- 第2種(結核を除く): 感染症ごとに定められた出席停止期間の基準どおり。ただし病状により医師が感染のおそれがないと認めた時にはこの限りではない。(治癒証明書が必要)
- 第3種および結核: 症状により医師から感染のおそれがないと認められるまで。(治癒証明書が必要)
- 5) 治癒後登校する際には、治癒証明書と欠席届を提出して下さい。
- 6) 感染症予防上必要がある場合は、臨時に授業の全部または一部を休講とし(学校保健安全法第20条)、休講中の大学への立ち入りは禁止、また感染拡大を防ぐために学生は自宅で待機とします。
- 7) 出席停止・休講による欠席に対する措置は、各科目担当教員、各実習担当教員が判断します。
- 8) 第1種の感染症が発生した場合・集団感染の可能性がある場合・その他感染症により大学と社会に深刻な影響を及ぼす恐れがある状況の場合への対応については次のとおりとします。(「基本マニュアル・緊急時の対応」に沿って対応することを基本とします。)



4. 学外実習期間中に学校感染症等を発症した場合、あるいは感染が疑われる場合の対応について

- 1) 学校感染症等を発症した学生、あるいは感染が疑われる学生は直ちに担当教員に報告し指示に従うものとします。
- 2) 学校感染症等発生時の連絡・報告は原則として各学部の取り決めに従うものとします。(各学部の実習要項を参照)
- 3) 実習施設での対応は、実習施設の規定に従うことを基本とします。
- 4) 実習施設からの求めがあれば、学生は自身の抗体価検査の結果、医師の診断書等を提出することとします。
- 5) 実習中止・再開については出席停止の定めにした対応を基本としますが、実習の状況により各学部で判断します。
- 6) 感染者と接触があった学生に対して、健康管理センターは実習指導教員と協力して抗体の有無、予防接種歴、健康状態等の確認を行い、必要時緊急ワクチン接種、感染確認のための検査などを行なうよう指導します。接触があった学生が実習中の場合、実習を続行するか否かは各学部で判断します。

5. 啓発活動

健康管理センターは、集団生活の場である大学において、感染症の発生、伝播が起こらないようにするために、学生の感染症に関する知識の向上をはかり、日常における健康管理の重要性を喚起するよう働きかけます。

表1 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間

種別	感染症	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、マールブルグ病・ペスト、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹がすべて消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ肺炎・ 手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	条件によっては出席停止の措置が必要

（2012年4月1日改正 施行 学校保健安全法施行規則第18条・第19条より）

- * 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。
- * 第2種の出席停止期間については病状により医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りでない。